

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に伴う公的サービスについて

利用できる公的サービス

	制度名	条例等の根拠
1	市営住宅の入居(県営住宅の入居) ※	尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例 尼崎市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 尼崎市立尼崎稲葉荘団地の設置及び管理に関する条例
2	犯罪被害者遺族見舞金 ※	尼崎市犯罪被害者等支援条例
3	民間賃貸住宅住替え補助	尼崎市民間賃貸住宅住替え費用補助要綱
4	子育て世帯等の新築・中古戸建住宅取得補助	尼崎市新築・中古戸建住宅取得補助要綱
5	不妊を心配する方へのペア検査助成事業	尼崎市不妊を心配する方へのペア検査(不妊ペア検査)助成事業実施要綱
6	不育症治療支援事業	尼崎市不育症治療支援事業実施要綱
7	家庭ごみの持ち込み ※	—

注意事項(※)

- 1:市営住宅の入居申し込みにおいて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を保有している事実婚の方については、住民票上における事実婚の申請をしていることが条件となります。
- 2:個別の判断が必要です。
- 7:家庭ごみの持ち込みができる親族については、3親等以内の親族に限ります。

各種申請に基づき、所得判定の算定対象として世帯合算されることなどにより行政サービス等の対象外となったり、負担額等が変更になる可能性がある制度例

	制度名	条例等の根拠
1	保育料	子ども子育て支援法に基づく利用者負担額等に関する規則 保育所の設置及び管理に関する条例施行規則
2	給食費(副食費)の免除<幼児教育・保育の無償化に伴う所得判定>	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号
3	児童ホーム児童育成料(減免)	児童ホームの設置及び管理に関する条例施行規則
4	交通遺児奨励金	交通遺児奨励金支給条例施行規則
5	福祉医療費助成制度	尼崎市福祉医療費助成事務取扱細則

※詳細は、各担当課にご確認ください。